

議 事 録

会 議 名	寒川町国民健康保険運営協議会第4回会議		
日 時	平成21年11月27日(金) 午後1時から午後2時40分	開催形態	公開
場 所	東分庁舎第1会議室		
出 席 者	<p>委 員：黒沢会長、早乙女副会長、村田委員、竹田委員、小菅委員、鳴海委員、</p> <p>事務局：菊川部長、佐々木課長、福岡主幹 西ヶ谷主査</p> <p>(欠席者：榊原委員・三上委員・禹委員)</p> <p>傍聴者：1名</p>		
議 題	<p>1 平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について</p> <p>2 平成22年度国民健康保険制度改正(案)について</p> <p>3 その他</p>		
決定事項	1 平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について(了承)		
議 事	<p>会長：これより平成21年度第4回国民健康保険運営協議会を始めます。</p> <p>傍聴希望者が1名いますが、傍聴してよろしいですか。</p> <p>委員：異議なし</p> <p>会長：次第に沿って始めます。</p> <p>一点目の「平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について」説明をお願いします。</p> <p>事務局：(資料1により説明)</p> <p>今回の補正は、人事院勧告及び、職員の異動による人件費の補正です。</p> <p>会長：質問はありますか。</p> <p>委員：期末勤勉手当は民間と比較して減、とのことですが、同規模の事業所の平均はいくらですか。</p> <p>事務局：職員担当に確認しましたが、具体的な額は把握しておりません。しかし、現在の経済情勢のなかでかなり目減りしていると思います。</p> <p>委員：職員8名分ということですが、このうち寒川町在住は何</p>		

名ですか。地域に還元されるものに影響がでると考えます。逆に景気を良くしないといけないのではないかなという意見を申し上げたい。

会長：他に意見がなければ、議題2「平成22年度国民健康保険制度改正について」説明をお願いします。

事務局：現在、国民健康保険制度の来年度以降の改正案について検討されています。来年度の予算にも影響が大きいですが、現状では不明の点が多い状況です。

これより説明いたしますが、来年度から実施されるものと、場合によっては見送りになるものもあるかと思えます。国民健康保険条例の改正が必要となる案件については、今後の運営協議会において条例改正案を審議していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

事務局：〈保険料限度額の引き上げについて

資料2 制度改正（その1）により説明〉

被保険者の低所得化による中間所得者層への負担軽減のため実施する。

会長：質問がありましたらどうぞ

委員：限度額を合計で63万円に引き上げた場合、超える世帯はどのくらいになりますか。

影響がどうなのか知りたい。4万円引き上げたら、高所得の人が保険料を負担し、中間所得の人が本当に安くなるのか立証されているのですか。

事務局：冒頭説明したように、確実に改正されるものではありませんので、具体的なシュミレーションは行っていません。ただ、中間所得者層は、差額の4万円が跳ね返ってきて、保険料は安くなります。

委員：中間所得者層の人の保険料が安くなれば、それは一歩前進かなと思います。

また、公費の負担が厳しいとは、国の負担率を上げるのが難しいので、保険者間の負担の調整から限度額を上げることになったのですか。

事務局：公費の大幅な拡充は厳しいというのは、保険料の上げ幅を少なくするためにはそれなりの財源が必要だということです。財源がなければ、限度額を上げて、高所得者に負担してもらい、中間所得の人の保険料を少しでも緩和させると言うことです。

委員：社会保険加入の人の保険料は半分を事業主が負担しているが、国保はちがう。それなのに、健保と同じ額に引き上げると言うのはどうかと思います。

事務局：保険料の算定は制度により異なっていますので、国においてもこれから議論されていくと思います。

確定事項ではないのでご理解下さい。

委員：では、限度額改定がされる背景を確認しておいてください。また、国保加入世帯の標準所得を調べてください。全体所得は下がっているが、保険料は上がり、負担が重くなっている。判断資料としたいのでお願いします。

事務局：今回は、国民健康保険条例改正に伴う情報提供と言うことをお願いします。具体的に提案する際には資料を用意します。

会長：他に質問がなければ、次にうつります。

事務局：〈保険料の応益割合にかかわらず、7割・5割・2割軽減を可能とする

資料2 制度改正（その2）により説明〉

保険料軽減制度で、応益割の負担割合が何%であっても、7割・5割・2割軽減が適用できるようにする。

現在の町条例では、

応能割（40%）	所得割	52%
	資産割	8%
応益割（60%）	均等割	28%
	平等割	12%

会長：質問がある方はどうぞ。

委員：6割、4割軽減を残すとあるのはどう言う意味ですか。

事務局：現在の国の動きでご報告しておりますので、いつから実施するかは確定されていません。また、システム改修などで22年度に導入できない自治体も出てくるかもしれないので、現状の形態も残すと言うことです。

委員：7, 5, 2割軽減は拡充されるので歓迎します。ある時期に切り替わるのか、「残す」というのはそのほかに6, 4割軽減がうけられるのですか。

事務局：7, 5, 2割軽減か6, 4割軽減かは基本的には保険者で選択できます。

会長：7, 5, 2割だと市町村の負担が多くなるので、できる規定になっているんですね。

事務局：新たに2割軽減が増えるということは、その補填分を一般会計から繰入をする必要がでてきます。

委員：町財政への影響はどの程度か、また、町民側の負担はどのくらい軽くなるのですか。

拡充されたが当町ではどうするのかをこの審議会で審議するのか、単に情報提供だけなのですか。

事務局：現段階では情報提供です。

委員：国保は法律に基づいて行っているもので、現在、国でこのように改正に向けて進んでいると言う資料ですね。確定したら、当然条例改正が出てくるので、その時には改めてこのような場を設けて議論していくことによる

しいですね。

事務局：国で確定すれば、予算に反映しなければいけません。
厳しい財政のなかで町としてどうするのかという議論が
されます。その上での最終判断を審議していただきます。

事務局：本日の資料は、専門誌や国保の会議、協議会等で来年
と言わず将来に向けて議論をしているものです。
その情報提供とすることでご理解願います。

委員：それなら、資料に平成 22 年度改正案と書かないほうが
良いですね。

7, 5, 2 割軽減となった時の県、町の負担はどのくらい
か試算しましたか。

事務局：町では、基盤安定の見込みの試算で、差額として約
2,200 万ほど増える見込みです。

委員：全体で 8,800 万で、町負担の 4 分の 1 が 2,200 万ですか。
6,600 万は県負担となると、県予算も厳しい中で県は承
知しているのですか。

事務局：厳しい予算のなかでは、提案しても実現しない可能性
もあります。

委員：では、県が了承しないと町でもできないということですか。

事務局：国の決定事項ですから県、町は同一となります。

委員：県でも負担が増えるという前提で進んでおり、当然県も
承知していることですね。

会長：他に質問がなければ、制度改正その 3 に移ります。

事務局：〈国民健康保険法施行令改正に係る改正
制度改正（その 3）により説明〉

委員：上場株式等の配当所得が総合課税と申告分離課税のい
ずれかを選択できることになったということですが、税金
を納める人にとってどちらが有利なのですか。

事務局：把握しておりません。

委員：次の項目は、連結決算ということですか。 そうなら、
歳入の確保から見ると、マイナスになりますね。

事務局：総所得から保険料の計算をするのでそうなります。

委員：3 番目は、この 2 年間に限り、土地を取得した人で 5
年を超えて所有し、譲渡すると、1, 000 万控除がで
きるということは、当分の間は発効しないのですか。

事務局：この間のものは 28 年度から適用となります。

事務局：たしか、時限立法で継続している制度だと記憶してい
ます。

委員：この課税のシステムを選べると言うことが国保料に反映
されるのですか。

事務局：結果的に、国保料の計算をするうえで、所得を見るの
で影響します。

	<p>会長：これは来年度から適用されますので、質問のあった点について、税務課等に確認したうえで、次回運営協議会で報告してください。また、わかりやすい資料があれば、添付してください。</p> <p>つづいて、議題（３）その他をお願いします。</p> <p>事務局：その他、参考までに医療費の動向をお知らせします。現在、確定している９月までで、６月をピークに昨年と同じような動向となっています。</p> <p>資料に、A型インフルエンザによる学校の欠席者を示しました。秋には猛威を振るうと言われていました。終息に向かって欲しいと思っています。</p> <p>診療報酬改定等もあり、インフルエンザの影響と合わせて、これから先の医療費の動向によっては、予算の補正もあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>会長：皆さんからは何かありますか。</p> <p>ないようでしたら、案件は全て終了いたしました。</p> <p>これで、第４回寒川町国民健康保険運営協議会を終了します。</p>
<p>資 料</p>	<p>1 平成 21 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） （案）</p> <p>2 平成 22 年度国民健康保険制度（案）について</p> <p>3 平成 20 年度から現在までの医療費動向 A 型インフルエンザによる学校等の欠席者</p>